

## 障害のある方の 仕事内容（実例）

業種の一例です

- 農業：野菜の苗を植える、出荷時の袋詰め、掃除、草刈りなど
- 医療・福祉：居室等の掃除、感染症対策（手すり拭き、テーブル拭き等）、食事の介助、洗濯、食器洗い、調理、シーツ交換など
- 製造業：機械洗浄や検品、部品の梱包、清掃作業など
- 宿泊・飲食サービス：旅館ホテルの清掃、ベッドメイキング、皿洗いなど
- スーパーのバックヤード：生鮮品のパッケージング、品出し、陳列など
- 事務：パソコンの入力、封入作業、郵便物の仕分け、清掃、用紙の補充など

体力が必要な仕事をされている方、  
障害や病気等の症状によっては、座り仕事や短時間の仕事など、  
その方々に合わせた作業内容や作業環境を、ご本人や企業、支援者等と相談しながら、  
力を発揮されています。  
“仕事がたのしみです！” “今の仕事が一番好きです！”と、生き生きお仕事をされています。

## 問い合わせ窓口一覧

### ① ハローワーク峰山

Tel 0772-62-8609

取扱い制度  
【障害者トライアル雇用助成金】  
【特定求職者雇用開発助成金】

### ② 京丹後市障害者福祉課

Tel 0772-69-0320

取扱い制度  
【京丹後市障害者職場実習奨励金】

### ③ 京都府商工労働観光部 雇用推進課

Tel 075-682-8918

取扱い制度  
【障害者雇用施設整備事業等事業費補助金】

### ④ 北京都ジョブパーク

Tel 0773-22-3815

取扱い制度  
【職場実習謝礼金・委託料】

### ⑤ 京都府立福知山高等技術専門校

Tel 0773-27-6212

取扱い制度  
【障害者委託訓練】

事業主のみなさまへ

## その仕事 まかせてみませんか？

～ともにはたらく～

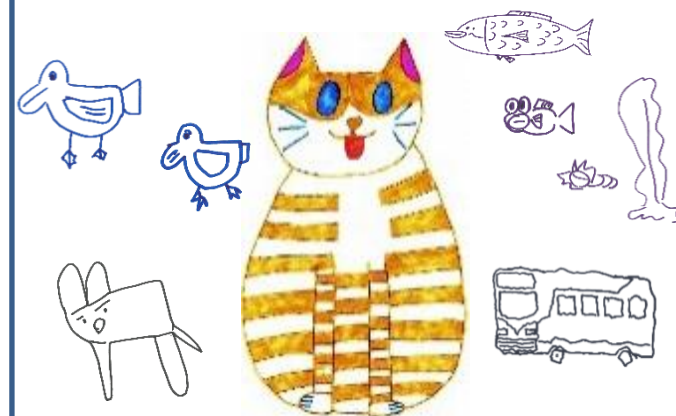


イラスト 峰山共同作業所利用者

働く意欲や力をもっている障害のある方がたくさんおられます！  
職場見学、実習の受け入れだけでも構いません。  
次のページに「仕事内容実例」を挙げましたので、是非ご覧ください。

## 職場見学・実習から

見学は、普段の仕事の様子を見せていただくだけでも構いません。

実習は、必ずしも「実習＝雇用」という事ではなく、雇用を前提としない実習でも、企業・実習者それぞれの障害者雇用・就労に向けたきっかけづくりの場にもなります。

それぞれ専門の支援員の同行も可能です。

是非、ご検討ください。



障害者就業・生活支援センター「こまち」では、専門の職員が、これから障害者雇用を考えておられる、またはすでに雇用されている事業所からのご相談に応じ、サポートしています。《相談無料》

## 障害者就業・生活支援センター こまち



TEL 0772-68-0005

平日：9:00～17:00

土曜日（第1・3・5）：9:00～12:00

### 実習・訓練

#### 障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）

障害のある方が就職に必要な知識や技能を身につけるための訓練を受け入れた委託訓練事業所に委託料が支給されます。

6万円/月 ※中小企業等9万円/月  
問合せ窓口⑤

#### 京丹後市障害者職場実習奨励金

京丹後市の障害福祉施設を利用する障害のある方の職場実習を受け入れた事業所に奨励金が支給されます。

最大3,000円/日  
問合せ窓口②

#### 職場実習謝礼金・委託料

障害のある方が就職に必要な職業能力の向上をめざし、企業内で実際の業務体験を受け入れた企業に支給されます。

はあとふる実習（短期職場実習）  
1千円/日（1～10日間程度）

実践能力習得訓練（職業訓練）  
上限9万円/月（1～3か月） 問合せ窓口④

#### 障害者トライアル雇用助成金

（障害者トライアル・障害者短時間トライアル）

障害のある方を試行的・段階的に雇い入れる事業所に助成金が支給されます。

最大4万円/月  
（精神障害者 最大8万円/月）

※精神障害者や発達障害者を短時間就労で雇用する場合は「短時間トライアル雇用（最大4万円/月）」  
問合せ窓口①

### 雇用

#### 障害者雇用施設整備事業等事業費補助金

障害者雇用に必要な施設・整備等の整備や職場定着事業を実施する事業主に補助金が支給されます。

100万円（補助上限額）  
※補助率：補助対象経費の30%  
問合せ窓口③

#### 特定求職者雇用開発助成金

障害のある方を、ハローワークの紹介で雇い入れる事業所に助成金が支給されます。

身体・知的（重度）、精神障害者・45歳以上の障害者の場合 ⇒ 最長3年/最大240万円

上記を除く身体・知的障害者の場合  
⇒ 最長2年/最大120万円  
問合せ窓口①



それぞれの制度には適用要件があります。  
ご利用の際は、問い合わせ窓口（裏面）に必ずご相談ください。

各種制度の詳細は、裏面「問い合わせ窓口」へ